

第1節 一人ひとりが尊重される社会の実現



1 一人ひとりが尊重される社会の実現

基本方針

全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、国籍、障害の有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進します。

●現状と課題

・人権三法（部落差別解消法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）の施行等、法整備が進んでいますが、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっています。また、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめ問題やインターネットによる人権侵害など新たな人権問題も生じています。

・これまでの人権教育・啓発は、他者への「思いやり・やさしさ」という心のあり方を中心に進めてきました。今後は、心のあり方に加え、誰もが人権が保障されている「権利主体」を強調した人権教育・啓発を進める必要があります。また、自らの人権を守り、自分らしさを実現できるためには、法を理解し、使いこなす力を育成することも必要です。

・人々の中に形成された性別に基づく固定的役割分担意識、性差に関する偏見は依然として根強く残っており、男女があらゆる分野で対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会の実現が必要です。

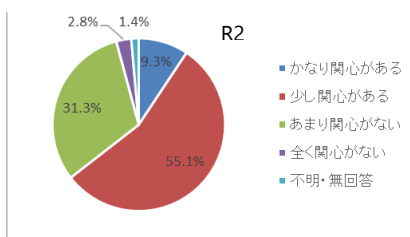
・企業における管理・監督的業務従事者に占める女性割合が低く、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む企業は微増にとどまっています。仕事と家庭生活を両立でき、個性と能力を発揮して活躍できる取組が必要です。

・ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶が課題となっています。

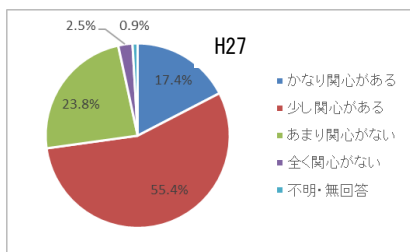
・外国人や外国にルーツのある人が安全・安心して生活できる支援と、地域社会へ参画できる体制づくりが必要です。

●トピック

◆糸魚川市民で人権や差別問題に関心を持っている人の割合



H27と比較すると「かなり関心がある」「少し関心がある」と回答した人の割合は、8.3ポイント減少しています。



(資料：人権意識市民アンケート結果)

◆審議会等に占める女性委員の構成割合

	糸魚川市 各年4月1日現在	新潟県 各年4月1日現在
H27	26.9%	37.0%
H28	27.2%	38.5%
H29	27.1%	38.9%
H30	25.8%	38.4%
R元	25.0%	37.5%
R2	25.2%	36.4%

(資料：内閣府男女推進施策の推進状況調査及び新潟県男女共同参画計画)

審議会等に占める女性委員の構成割合は、減少傾向であり、県と比較しても低い状況です。

● 施策の方向

① 人権意識の高揚と人権啓発の推進

- ・「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定し、様々な差別や偏見の解消に向けた人権啓発を行うとともに、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて人権教育を推進します。
- ・人権擁護委員と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を推進します。
- ・一人ひとりの人権を認め合い、共に生きる社会の実現のため、国・県などの関係機関、関係団体と連携して啓発を推進します。

② 男女共同参画の推進

- ・性別に関係なく、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択でき、あらゆる分野でその責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、関係機関、関係団体と連携して、各種事業に取り組みます。
- ・市民意識の向上のため、啓発活動の充実と講演会、研修会などの学習機会を提供します。
- ・ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪など、あらゆる暴力の根絶を推進するとともに、様々なハラスメント等を許さない意識啓発を推進するため、各種相談機関と連携した相談支援体制の充実に取り組みます。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発とハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録を促進します。

③ 多文化共生の推進

- ・市内在住外国人や外国にルーツがある人の住みやすい環境を整備するため、日本語セミナーや悩みごと相談などの支援事業を実施します。
- ・日本語での会話が難しい外国人を対象として、医療通訳や行政通訳を実施します。



市内小学校での人権学習会

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
人権や差別問題に関心のある市民の割合	64.0%	75.0%	85.0%
審議会等に占める女性委員の構成割合	25.2%	35.0%	40.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、すべての人の人権を尊重しつつ、個性や能力を発揮できる社会づくりに努めます。 ハッピーパートナー企業は、男女共同参画の推進に取り組みます。 法務局・人権擁護委員は、人権相談会の開催、各種啓発事業の実施に努めます。	人権尊重や男女共同参画推進における講演会、研修会など各種啓発事業や相談しやすい体制整備を行います。

第2節 地域で活躍する人材の支援



1 若者定着の促進

基本方針

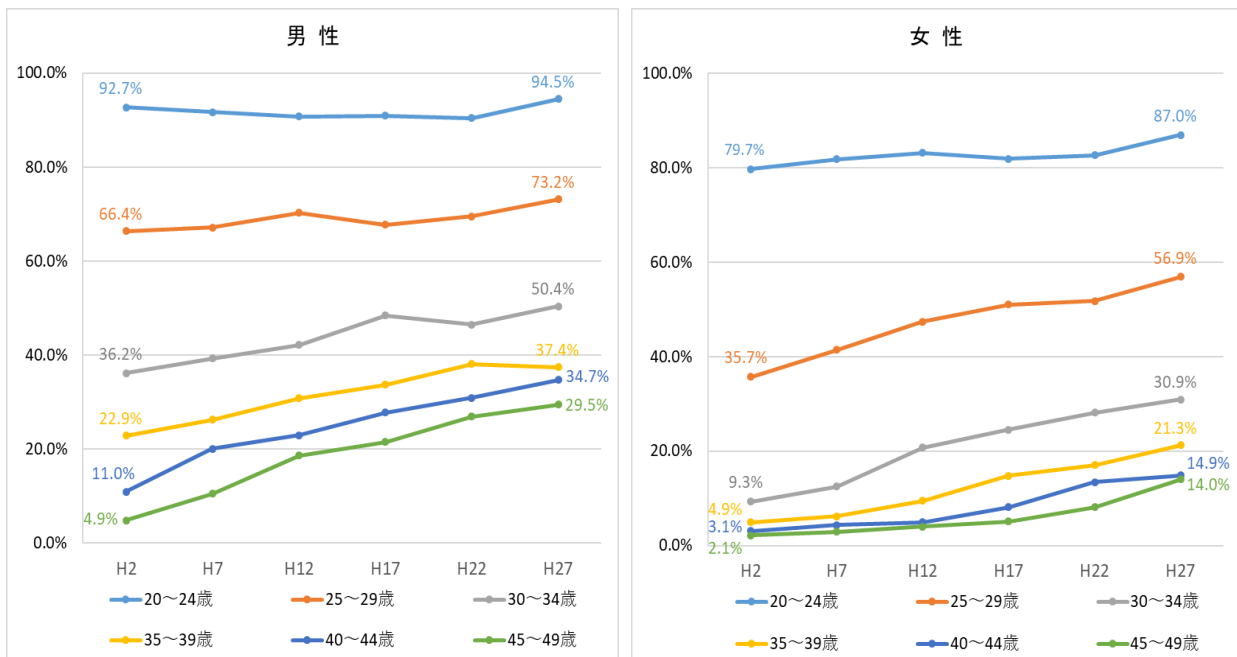
若者の多様な出会いや新たなつながりをきっかけに、若者がより輝くことができる環境を整備することで、地域活躍人材の定着を促進するとともに、結婚を希望する人へのサポートの充実を図り、生きがいを持ち暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指します。

● 現状と課題

- ・就学や就職による若者の流出に歯止めがかからず、子育て世代人口も少ない状況であることから、地域づくりやまちづくりに参画する人材が不足しており、多様な出会いや新たなつながりの場の創出が必要です。
- ・若者が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに向け、学ぶ機会やスキルアップの場を支援する必要があります。
- ・結婚に対する価値観が多様化する中、年代別、男女比の違いもありますが、未婚化の上昇や晩婚化の影響により、出生数は減少傾向にあります。出会いの場の創出を含め結婚を希望する人へのサポート体制や支援制度の在り方が課題です。

● トピック

◆ 未婚率の推移



男性の方が女性よりも未婚率が高い状況にあります。また、ほぼすべての年代において、未婚率が上昇しています。

(資料：国勢調査)

● 施策の方向

① 若者の活躍・交流

・若者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすための活動の幅を広げていくためには、多様な出会いや新たなつながりがきっかけとなります。魅力ある人や楽しいと感じる取組には人が集まることから、より輝くことができるための各種交流や若者が活躍しやすい場を提供していきます。

・企業同士の交流会支援や地域課題解決型イベント、ライフプランセミナーの開催など、自分らしい生き方を考えるきっかけから、若者の多様な出会いと新たなつながりの場づくりを支援します。

・また、若者のまちづくり団体の立ち上がりや交流を支援し、若者の活動の広がりや地域で活躍する若者の育成を推進します。

② リカレント教育^{※1}の推進

・若者の定住・定着につながるよう、スキルアップの機会創出などの取組を調査研究します。

③ 結婚を希望する男女への支援

・結婚に向けた意識啓発や縁結びコーディネーターによる出会いから結婚に至るまでのサポート体制を充実させるとともに婚活イベント等への開催支援や結婚相談所への入会支援等を実施します。



25歳同級生の手作りによる交流会



多様な出会いや新たなつながりに向けた交流会

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
生産年齢人口の割合	15.0%	14.5%	14.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民一人ひとりが「できることから始める」を実践することが大切です。 縁結びコーディネーターや民間事業者は、若者の出会いの場の創出や情報周知に協力します。	まちづくり活動への支援や環境整備を行います。

※1 リカレント教育：社会人の学びからスキルアップを図り、仕事等に活かすこと。

第2節 地域で活躍する人材の支援

2 移住定住の促進



基本方針

本市への円滑な移住に向け、魅力ある糸魚川暮らしを効果的に情報発信するとともに「暮らす・働く」際の受入態勢の充実及び支援制度の確立から、地元出身者も含め地域に根付く多様な人材の確保に努めます。

●現状と課題

- ・本市の人口は令和3年4月時点で41,010人と毎年約800人ペースで減少しており、特に若者や女性の東京圏への流出が止まりません。人口減少は経済活動の縮小や税収の減少、コミュニティ機能の低下など、将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが、懸念されています。
- ・第1期糸魚川市総合戦略では、各種支援制度の充実により、移住定住策を図ってきましたが、自然減の加速と社会減の増加から、地域社会の担い手不足が一層深刻となっています。
- ・テレワークの浸透によるリモートワークの普及や地方に生活拠点を移す二地域居住の進展など、U I ターン者の移住や働き方に対する考え方も多様化しており、特に若者、子育て世代から選ばれる地域となるためには、新しい価値観に対応できる地方創生を推進していく必要があります。
- ・移住希望者の希望に沿った情報提供、地域や企業による理解と受入態勢の充実、そして移住者に寄り添った支援制度の確立により、関係人口の創出からゆるやかな移住を進めていく必要があります。

●トピック

◆支援制度利用による移住者数の推移

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3.8末
移住者数	29	36	43	64	50	21

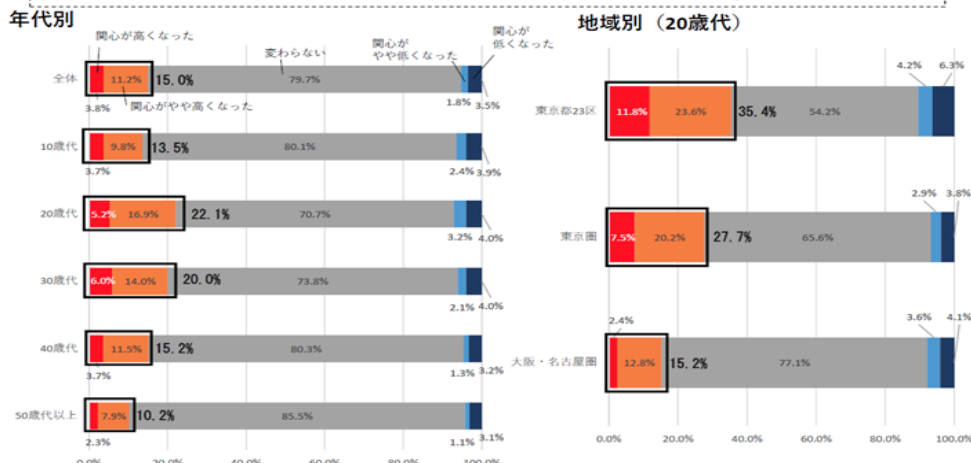
(資料：企画定住課)

◆内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

1. (共通) 地方移住への関心

○年代別では20歳代、地域別では東京都23区に住む者の地方移住への関心は高まっている。

質問 今回の感染症の影響下において、地方移住への関心に変化はありましたか。(三大都市圏居住者に質問)



● 施策の方向

① 支援窓口、情報発信の充実

・糸魚川暮らし相談窓口のワンストップ化を図るとともにオンライン移住相談の充実、本市の魅力や活躍している人のライフスタイルをホームページやSNS等で情報発信し、多様な働き方や暮らし方を望む声に対応していきます。

・本市出身大学生等がふるさとにUターンする機運を醸成するためのネットワークを構築し、各種座談会や学生と企業をつなぐ取組から地域の担い手となる人材の確保に努めます。

② 受入態勢の充実

・地域における担い手として、また企業採用の際の移住者に対する理解や受入意識を醸成するための研修会を実施し、糸魚川暮らしや仕事を体験できるインターンシップ事業等の受入先となるよう事業を推進します。

③ 支援制度の確立

・本市で円滑に暮らし始めるためのセミオーダー型移住体験ツアーの実施、賃貸住宅家賃や修学資金返済に対する経済支援をはじめ、首都圏クリエイター等の人材誘致や登録制度を行い、テレワークや二地域居住の「暮らす・働く」にも対応できる魅力ある糸魚川暮らしを提案します。



移住サポートサイト「わたしのいと」

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
支援制度利用による移住者数	50 人	70 人	90 人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
地域や事業者は、地域の将来を考えて、移住者受入れに向けた話し合いを行い、各々が求める人材に対する受入態勢の構築に努めます。	移住希望者に対する支援事業を行うとともに、市民、地域、事業者の受入活動を支援します。

第3節 自主自立の市民活動の推進

1 自主自立の市民活動の推進



基本方針

住み続けられる地域、住みよい地域に向けて、市民・行政・地域が協働し、持続可能な地域づくりを推進します。

●現状と課題

- ・地域活動を担う若者やリーダーが不足しており、地域の活動維持のために育成が必要です。
- ・地域づくり活動を継続していくため、引き続き活動支援と合わせて、新たな地域づくりの展開や団体設立を促していく必要があります。
- ・自主自立の地域づくり活動につなげるため、引き続き地域づくりプランの取組を推進していきます。
- ・中山間地域においては高齢化率が高いことから、地域の実情に沿った地域づくり活動の進め方を検討する必要があります。
- ・過疎化・高齢化により、自治組織の役員の担い手不足など、集落機能の維持や活動が困難になってきており、支援が必要です。

●トピック

◆地区集会施設整備助成件数

地区集会施設整備補助金を受けて新築、修繕等を実施した地区数

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
新築・改築等			1		
修繕	13	10	11	12	7
取壊し					2
耐震・災害				1	5
計	13	10	12	13	14

▶▶▶毎年 10 数件の利用で推移しています。

◆地域づくりプラン取組地区数

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
策定	3	2	0	2	1
実現補助	5	9	9	8	8

▶▶▶着実に取組件数が増加しています。
なお、地域づくりプラン実現事業補助金は、原則 5 年間の補助期間となっています。

◆集落支援員の配置人数

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
配置人数	4	7	11	11	11	11

▶▶▶主に中山間地域の高齢化率が高く、地域づくりに取り組む地区に集落支援員を配置しています。

◆まちづくりパワーアップ事業

単位：団体

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
ソフト	4	3	2	2	3
ハード	1	2	1	1	1

▶▶▶市民等が主体となって取り組む地域づくり活動を支援しています。

◆若者の力による地域活性化交流事業

単位：団体

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	計
通常分	2	1	2	3	0	8
復興分	0	1	2	0	0	3

▶▶▶若者が主体となって取り組む地域づくり活動を支援しています。
なお、復興分は駅北大火エリア（中央、大町、新七、緑町の4区）での実施分です。

（資料：企画定住課）

● 施策の方向

① 人材育成

- ・リーダーの育成や地域活動を支援する中間支援組織の設立・育成を推進します。
- ・地域活動の維持、活性化のため、多世代の協働を促進し、次世代の地域活動の担い手の育成に努めます。
- ・ジオパーク資源を地域づくりに活用できるよう、住民に対する学術的支援を推進します。

② まちづくり団体の育成支援

- ・まちづくり団体の新たな活動展開や、新たな団体の活動の立ち上がりを支援するとともに、活動のステップアップとして地域と一体となった活動展開を促進します。

③ 地域づくり活動の促進

- ・市民自ら地域課題を認識し、地域の将来像や主な取組を明らかにする地域づくりプランの策定を促進します。
- ・地域づくりプランに基づいて市民が取り組む自主的・主体的な活動を促進します。
- ・地域づくりプランの活動を更に展開・継続していくための活動を支援します。
- ・地域が主体的に取り組む地域の支え合いの活動を促進します。

④ 地域づくり活動への人材支援

- ・地域担当者、集落支援員を配置し、地域づくり活動を支援します。
- ・地域おこし協力隊や大学連携を通じて、地域づくりをサポートする外部人材により地域活動を支援するとともに、本市と関わりを持った人が、続けて活動を展開できるよう努めます。

⑤ 自治組織への支援

- ・地域担当職員による情報提供や相談対応により、自治組織の運営を支援します。
- ・自治組織が取り組む集会施設整備を支援し、自治組織の運営を支援します。
- ・集落支援員を配置し、地域活動の支援や地域の見守り巡回、支え合い活動の取組等、集落機能の維持や活動を支援します。
- ・大学連携等による外部人材との地域交流により、自治組織の活性化を促進します。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
地域づくりプラン策定地区数	14 地区	18 地区	22 地区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民や地域は、地域活動の主役であり、自らが主体となって地域の課題等を自分事と考え、関心を持ち、地域活動に積極的に参加するよう努めます。	市民の様々な地域活動を支援し、地域や市民と手を携えて進める協働による地域活動を進めます。

第 1 節 防災・減災対策の推進



1 防災・危機管理の推進

基本方針

激甚化する災害などから市民の生命、財産を守るため、柔軟かつ的確に対応できる防災体制を構築し、地域と行政が連携して行う防災対策を推進します。

●現状と課題

・本市は、海岸、山岳、渓谷など変化に富んだ自然に恵まれている反面、脆弱な地質と急峻な地形のため、水害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて地震や津波災害のほか、波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えています。近年では、平成 28 年駅北大火や令和元年台風 19 号災害、令和 3 年豪雪災害、来海沢地すべり災害などが発生し、大きな被害に見舞われています。

・災害への対応は、迅速な警戒避難体制と適切な情報の収集・伝達体制が重要であり、近年市内で発生した駅北大火や台風災害などを教訓に、国、県、企業などと連携した防災・危機管理体制を整備していく必要があります。

・災害時は、市民の相互扶助の果たす役割が重要となることから、自主防災組織が自主的に行う防災活動を支援するなど、地域防災力を維持向上する取組が必要です。

・新型コロナウイルス感染症への対応を通して、分散避難など避難の考え方も変わり、避難所における感染症対策が必要となったことなどから、これからも適切な周知と実践的な防災訓練を行い、様々な状況に応じた対応力の向上が必要です。

●トピック

主な災害の発生状況

種類	災害名	概要	発生日	地域
波浪災害	1.31高潮災害	低気圧(台湾坊主)	S45.1.31	全 域
火山災害	焼山火山災害	水蒸気爆発	S49.7.28	糸 魚 川
土砂災害	玉ノ木地すべり災害	地すべり	S60.2.15	青 海
雪 害	柵口雪崩災害	表層雪崩	S61.1.26	能 生
水 害	7.11水害	集中豪雨による河川はん濫	H7.7.11	糸 魚 川
土石流災害	蒲原沢土石流災害	降雨と融雪による土石流	H8.12.6	糸 魚 川
海上災害	ナホトカ号重油流出災害	流出した重油の漂着	H9.1.18	全 域
火 災	糸魚川市駅北大火	住家・事業所等の大規模火災	H28.12.22	糸 魚 川

※災害の種類ごとに代表的な災害を抽出したものです。

(資料:消防本部)

自主防災組織の組織率

(各年4月1日現在)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
組織数(団体)	29	43	48	53	59	64	66	70	74	76	77	81	81	81
組織率(%)	32.3	50.3	58.3	61.2	65.3	70.1	74.0	79.8	82.3	83.2	85.2	86.5	86.9	87.6

※組織率＝自主防災組織が結成された地区の世帯数/全世帯数×100

(資料:消防本部)

【参考】

組織率(%)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新潟県	52.5	65.1	71.9	75.1	76.9	78.7	81.4	82.5	83.4	84.2	85.2	85.3	87.4	-
全国	71.7	73.5	74.4	75.6	77.4	77.9	80.0	81.0	81.7	82.7	83.2	84.1	84.3	-

● 施策の方向

① 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 出前講座や防災リーダー研修などを通じて、市内で発生した災害事例を再確認し、次世代へ伝承するほか、新たな避難情報や自らの避難行動をを考えておくマイタイムラインなどの周知・啓発により、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。
- ・ 糸魚川駅北大火など市内で発生した災害について、児童・生徒が生きた教材として学べるよう、駅北広場「キターレ」を活用した防災教育やふるさと学習を進めます。
- ・ 迅速かつ適切な避難を実現するために、ハザードマップ等の見直しを進めるとともに、分かりやすい情報提供に努めます。また、避難行動要支援者を含めた住民避難体制のほか、原子力災害など他市町村からの広域避難の受入体制を整備します。
- ・ 避難指示等の避難情報の適時適切な発令ができるよう、国・県・関係機関などとの情報共有・連絡体制を強化し、災害時の円滑な防災活動につなげます。
- ・ 防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、安心メールなどSNSを活用した情報発信手段の多重化を図り、災害時の確実な防災情報の発信に努めます。また、災害時における市民等からの情報を活かせる体制づくりを進めます。
- ・ 自主防災組織が行う資機材整備や防災訓練等の活動を支援し、地域における自主的な防災活動を促進します。
- ・ 地域住民や消防団、市職員等が連携して行う避難所設営訓練など実践的な防災訓練を実施し、避難所における感染症対策のほか、ペット同行避難受入れなど、災害時の対応力向上を図ります。
- ・ 大規模災害発生に伴う災害廃棄物について、迅速かつ適正に処理するため、関係事業者や他市町村との広域的な連携を図ります。



ハザードマップを活用した防災ワークショップ

② 危機管理体制の整備促進

- ・ 市民の安全や生活を守るため、各種対応マニュアルなどの適切な見直しを行い、大規模災害、武力攻撃事態、テロ災害、新たな感染症対策など市民や市政に重大な影響を及ぼす危機事象に対応できる体制を整備します。
- ・ 上記のほか、危機事象につながりかねない、身近に起こり得る事案に対しても、市民の不安を払拭できるよう、国、県並びに関係機関との連携を密に、相互協力体制を整備します。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
自主防災組織の組織率 (各年4月1日現在)	87.6% (R3)	90.0%	93.0%
自主防災組織が行う防災活動の実施回数	—	100回	160回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、災害への備えについて家族や地域で話し合い、自助の取組を確認します。 地域や事業者等は、自助・共助の意識を持ち、平常時から災害に備えつつ、自主的な防災活動を継続して行います。	地域防災力の向上を図るため、防災出前講座や防災リーダー研修などを通じて、地域・事業者等の自主防災活動を支援します。

第 1 節 防災・減災対策の推進



2 防災施設の整備促進

基本方針

自然災害から市民の生命や財産、生活環境を守るため、施設の整備と適正な維持管理の促進を図ります。

●現状と課題

- ・本市は、姫川に沿って糸魚川—静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱え、一級河川姫川をはじめ、多くの中小河川が急流となって日本海に注いでいます。市街地や集落は、この河川や支流の流域と河口近くに集中しており、梅雨や台風の時期には、河川の増水・山崩れ・土石流・地すべり・雪崩などの自然災害が発生しやすい地帯が散在しています。
- ・山林等の荒廃による山地崩壊が進むことで、上流域の河川閉塞などのおそれがあることから、山間集落等への被害を防止する対策が必要です。
- ・海岸は、冬季風浪などの海岸浸食により幾度も被害を受けており、これまでも消波施設、護岸施設、人工リーフ等による海岸の保全を図ってきました。冬期間の越波被害は毎年のように発生していることから、引き続き海岸の保全対策を図る必要があります。

●トピック



令和元年度工事完成の中股川第 3 号砂防堰堤（小谷村北小谷戸土地先）

● 施策の方向

① 河川・排水路の整備と適正な維持管理

- ・急流河川が多く、融雪期、降雨時には急激な増水と土石流失が発生し、河川の氾濫の危険性が高いため、河川改修等の計画的な整備を促進します。また、河川施設の適切な維持管理のため、巡視や点検の実施により、施設の状態を把握するとともに、機能維持を図ります。
- ・浸水防止のため、計画的に小河川、排水路の改修整備を推進します。
- ・近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大に備え、国・県や関係機関など、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる流域治水の取組を推進します。

② 治山・砂防施設の整備促進

- ・山地の保全と山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の山地災害を未然に防止するため、治山、砂防、火山砂防、地すべり防止対策等の事業を促進します。

③ 海岸浸食対策の促進

- ・冬季風浪等により砂浜の浸食が進行していることから、台風及び冬期風浪時の越波による住宅地や道路等への被害を防止するため、海岸浸食対策事業等の海岸保全施設整備を促進します。



令和元年（2019年）10月台風19号により堤防が欠損した早川（田屋地区）



災害復旧事業により整備された護岸（令和2年）

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
姫川水系河川整備の状況（国県事業）	西中地区	岩木地区	岩木地区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民・地域・関係団体は、市と一体となって、国や県に事業促進の要望活動に努めます。	国や県と連携し、防災対策・維持管理工事の推進を図ります。

第1節 防災・減災対策の推進



3 消防救急体制の充実

基本方針

二度と大火を繰り返さないよう、市民一人ひとりの防火意識の向上と火災予防の啓発に努めます。また、地域や事業所と連携した消防救急活動を推進するため、必要な人員及び施設等の効率的かつ効果的な整備により、消防救急体制の充実強化を図ります。

●現状と課題

- ・近年、火災件数は年間10件前後で推移していますが、市街地の木造住宅密集地区では、気象等条件がそろえば駅北大火のような大規模火災が発生する危険性があります。
- ・社会環境がますます複雑多様化していく中で、大規模災害、多数傷病者発生災害などの対応能力の向上や初動体制の充実強化が求められています。
- ・地域、事業所と一体となった火災予防や、住宅用火災警報器普及による火災での死傷者発生防止対策のほか、広域的な消防応援体制の構築を進め、消防力を強化していく必要があります。

・救急件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者の搬送が7割以上を占めています。今後もこの傾向は続くと考えられることから、更なる救命率の向上を目指して、応急手当の普及や医療機関との連携による迅速、的確な救急救助活動が必要です。



こども消防隊による40mmホースでの放水訓練

●トピック

大火の歴史

西暦	1877	1904	1911	1928	1932	2016
和歴	明治10.11.6	明治37.8.3	明治44.4.22	昭和3.8.19	昭和7.12.21	平成28.12.22
出火元	横町	新屋町	浜町	緑町	横町	大町
被害建物数	458	459	508	105	368	147

火災発生状況

(各年12月31日現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数(件)	13	11	15	16	16	8	8	6	13	7
焼損棟数(棟)	9	13	13	9	9	157	7	5	5	4
死者(人)	1	0	0	2	2	0	0	0	0	1

※平成28年に発生した火災で焼損した157棟のうち、147棟が駅北大火で焼損しました。(資料：消防本部)

救急出動状況

(各年12月31日現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数(件)	2,011	2,000	1,866	1,958	1,923	2,111	2,168	2,147	2,028	1,836
搬送人員(人)	1,906	1,870	1,741	1,812	1,775	1,977	2,008	2,037	1,926	1,733
高齢者の割合(%)	62.9	67.4	68.5	66.1	68.8	67.9	68.2	72.7	73.5	74.8

※件数、搬送人員ともほぼ横ばいで推移していますが、高齢者の割合は年々上昇しています。(資料：消防本部)

● 施策の方向

① 火災予防対策の推進

- ・高齢者の火災予防対策として、福祉事務所、自治会及び消防団と連携し、家庭訪問による火の元点検や住宅用火災警報器設置状況調査を通して火災予防指導を行います。
- ・火災予防啓発として、市ホームページやSNS、マスメディア等の活用や一般家庭防火診断及び出前講座による指導を展開し、火災ゼロを目指します。
- ・こども消防隊の活動を通じて大火の記憶を次世代につなぎ、将来の防火・防災リーダーの育成に努めます。
- ・事業所への立入検査や消火訓練等の出前講座を行い、官民連携による初動体制を構築します。

② 消防力の強化

- ・木造住宅密集地区において、地域を主体にした40ミリホース等を用いた初期消火訓練を定期的に行い、火災の初期対応及び協力体制の強化に努めます。
- ・新たに整備した防災水利等の活用、県内及び県域を越えた応援体制の強化、出動計画及び消防戦術の見直し等により、有事における即応体制の強化を図ります。
- ・消防団の拠点化により、人員や装備の効率的な運用を図り、充実した消防団の体制づくりを進めます。
- ・消防団員の活動支援として、安全装備品の整備や更新を計画的に行うとともに、入団促進に向けての処遇改善や事業所との協力体制の構築を進めます。

③ 救急業務の高度化

- ・メディカルコントロール体制^{※1}を基盤とした医療機関やドクターヘリとの連携強化により、引き続き、救急業務の高度化を推進し、高規格救急車や資器材の整備更新を計画的に行います。また、継続した救急救命士の養成と人材確保により、救急救命士複数乗務体制を維持します。
- ・救急ワークステーション^{※2}を活用した教育研修により、救急隊員の資質の維持向上を図ります。

④ 応急手当の普及

- ・心肺停止傷病者の救命率（社会復帰率）の向上を図るため、市民への応急手当の普及を引き続き推進するとともに、応急手当普及資器材の整備更新を計画的に行います。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
建物火災件数	3件	0件	0件
住宅用火災警報器設置率	91.1%	93.0%	95.0%
心肺停止傷病者の救命率（社会復帰率）	2.2%	8.0%	10.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民・地域・事業者等は、初期消火訓練や応急手当講習会に積極的に参加し、火災や事故等が起きたときの初期対応に関する知識や技術の習得に努めます。	市民ニーズに合わせた火災予防や応急手当に関する講習会を積極的に展開し、火災や事故等が発生した際の市民の初期対応能力の向上に努めます。

※1 メディカルコントロール体制：病院前救護において、救急隊員が傷病者に提供する医療サービスを保障するシステム

※2 救急ワークステーション：糸魚川総合病院内に設置された教育研修施設

第2節 安全・安心な市民生活の保護

1 防犯・交通安全対策の充実



基本方針

犯罪の防止、交通事故防止により、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

●現状と課題

・価値観や生活様式の多様化に伴い、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が進み、犯罪抑止機能が低下してきているため、市民の日常生活に係る犯罪被害が多発しています。また、子どもや女性、高齢者など社会的に「弱い立場」の人が、犯罪者に狙われる被害も多く発生し課題となっています。

・交通事故は減少傾向にありますが、高齢運転者の加齢に伴う不注意、注意力の欠如による運転操作不適や脇見運転等の交通事故の割合が増加しています。急速に進展する高齢化社会を見据えた高齢者の交通事故防止対策の取組が必要です。

・交通事故の死傷者の被害軽減のためには、シートベルトの着用とチャイルドシートの使用を徹底する必要があります。

・飲酒運転やながら運転、あおり運転などの危険運転による交通事故が社会問題となっており、運転者に危険性・責任の重大性を認識させるとともに、悪質・危険な運転を根絶する気運の醸成を図ることが課題となっています。

●トピック

糸魚川警察署管内刑法犯認知件数・検挙人員

各年12月31日現在

	認知件数	検挙人数
H27	195	67
H28	184	57
H29	202	87
H30	137	73
R元	167	48
R2	131	39

(資料:糸魚川警察署)

平成29年以降、刑法犯認知件数、検挙人数は減少しています。

糸魚川警察署管内交通事故負傷者・死者数

各年12月31日現在

	負傷者	死亡
H27	84	2
H28	64	5
H29	73	5
H30	61	2
R元	53	3
R2	51	1

(資料:糸魚川警察署)

平成29年以降、負傷者、死亡者数は減少しています。

● 施策の方向

① 防犯活動の推進

- ・市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防犯意識の向上を図ります。
- ・防犯組合連合会を核とし、関係機関、関係団体との連携を図り、通学路等の防犯パトロールや不審者対策、高齢者の特殊詐欺被害防止のため、地域・住民の自主的な活動を支援します。

② 交通安全対策の推進

- ・交通ルールの遵守とマナーを守る意識の向上のため、警察や交通安全協会等と連携を図りながら、交通安全指導、教育、啓発活動を継続して推進します。また、道路交通環境の整備を推進します。
- ・ながら運転やあおり運転などの危険運転を根絶するため、交通安全教室等の開催により、危険運転による事故の実態を周知し、危険性についての理解を深めるとともに、規範意識の確立を図ります。
- ・あおり運転や駐車中の当て逃げなどの発生抑止のため、ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めます。
- ・高齢運転者の交通事故防止のため、加齢に伴う身体機能の変化の自覚等を促し、運転技能の低下を補い安全に運転を続ける方法（安全運転サポート車、補償運転^{※1}）や運転免許の自主返納制度の周知に努めます。



交通安全週間での啓発活動

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
刑法犯認知件数	131 件	116 件	93 件
交通事故死亡件数	1 件	0 件	0 件

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民と地域は各地域における防犯活動や通学時の街頭立哨等交通安全運動に取り組みます。事業者と連携して、特殊詐欺防止、危険運転防止に取り組みます。	行政と警察は、パトロールや各種関係団体と連携し、特殊詐欺啓発活動等により犯罪抑止に取り組むとともに、保育園や学校、老人クラブ等を対象に、交通安全教室の実施や交通安全運動等の啓発活動を行います。

※1 補償運転：加齢に伴う運転技能の低下を補うため、雨天時や夜間等の危険なシチュエーションでの運転を控えたり、余裕を持った行程や速度を抑制することなどで、より安全な運転を心がけること。

第2節 安全・安心な市民生活の保護

2 消費者保護の推進



基本方針

様々な消費者問題に対して、市民自らの確な判断と行動ができる知識を身に付けるため、情報の提供と学習機会の充実に努めます。

●現状と課題

・身近な生活の中において、様々な消費者ニーズに応える商品・サービスが提供される一方、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化しています。

・近年、一人暮らしや高齢者など社会的に弱い立場の人を狙った悪質な訪問販売等の詐欺行為も増加しており、孤独感や不安感、判断力・交渉力の低下に付け込んだ手口が後を絶たない状況となっています。また、携帯電話への不審なメールやコロナ禍における外出自粛の影響から通信販売によるトラブルが発生しています。

・自らがトラブルを防止できる賢い消費者を育成するため、情報提供と啓発に取り組むとともに、被害救済のため、関係機関と連携強化が必要です。



悪質商法撃退講座

●トピック

糸魚川市消費者相談窓口相談件数

各年度3月31日現在

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
件数	104件	95件	154件	160件	104件	128件

70歳以上の高齢者からの相談が多く、主な相談内容は「販売(電話勧誘・訪問・通信)」「不審なメールやSNS」に関するものとなっています。

(資料:環境生活課)

特殊詐欺被害件数

各年12月31日現在

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
新潟県	288件	182件	208件	147件	142件	144件
糸魚川市	5件	11件	5件	5件	6件	2件

令和2年の県内の被害額は、2億98百万円を超えており、このうち「架空料金請求詐欺」「預貯金詐欺」が多発しています。

(資料:糸魚川警察署)

● 施策の方向

① 自らを守る消費者の育成

- ・消費者が、複雑化、悪質化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないようにするため、また、万が一遭遇した場合も、自らの初期対応で被害を最小限に抑えられるようにするため、最新で有効的な情報と対応策を広報紙、ホームページ、出前講座など様々な方法で周知、啓発を図り、賢い消費者の育成に取り組みます。
- ・子どもたちが将来、正しい知識と判断力、情報活用能力を身に付けた消費者として自立できるようにするため、学校、家庭、行政とが連携して消費者意識の向上を図ります。

② 消費者保護体制の充実

- ・複雑化する消費生活に関するトラブルや詐欺行為に対応するため、専門相談員を配置するとともに、県消費生活センターや消費者協会等と連携し、相談窓口の充実を図り、被害防止に努めます。
- ・地域社会による見守り体制の構築を図ります。



消費者ホットライン188(いやや)！

188番へ電話すると、全国どこからでも近くの消費生活相談窓口につながります。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
消費者相談件数	128 件	100 件	80 件
特殊詐欺被害件数	2 件	0 件	0 件

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、自ら学び、正しい選択ができる消費者となるよう努めるとともに、不審な情報を得たら、警察、市役所へ通報、相談するように努めます。糸魚川市消費者協会は、出前講座、チラシ等による消費者被害防止のための啓発を行います。地域包括支援センターは、訪問による高齢者の見守り、関係機関への情報提供を行います。	警察は、パトロールによる犯罪抑止効果の発揮、講演会等による特殊詐欺被害防止のための啓発を行います。行政は、広報等による必要な知識や情報の提供を行います。

第2節 安全・安心な市民生活の保護

3 冬期市民生活の確保



基本方針

積雪期における市民生活・地域経済活動の安定及び維持を図ります。

●現状と課題

・老朽化した除雪機械が多く、市・除雪受託者ともその維持、更新に苦慮している現状があり、計画的に維持、更新を行うとともに、交通量に合わせた除雪路線の見直しを行う必要があります。

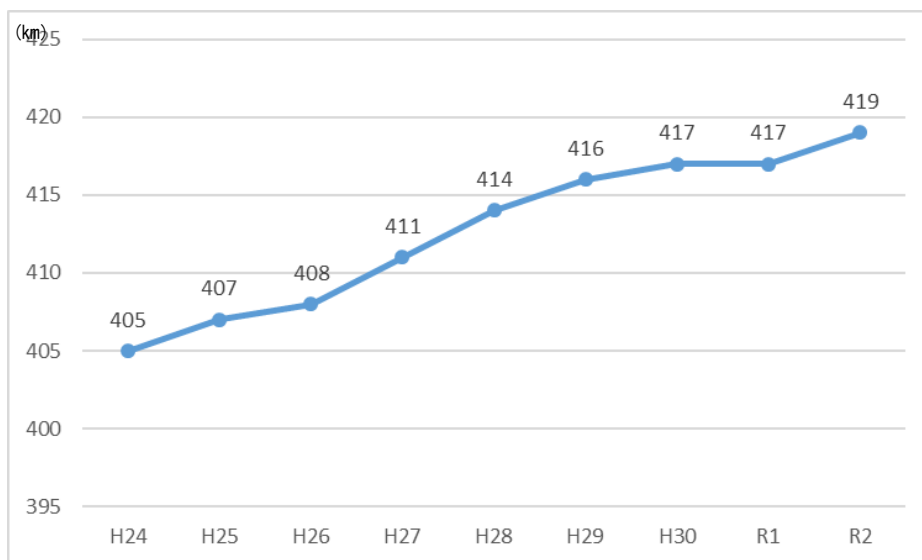
・働き方改革や高齢化等により、除雪機械のオペレーターが減少しています。冬期交通の確保のため、効率的な除雪作業の検討とオペレーターの確保が必要です。

・消雪パイプは、施設の老朽化や散水量の低下により、降雪時に不具合が頻発しているのが現状であり、計画的な更新を進める必要があります。

・屋根雪等の除排雪が困難な高齢者世帯及び一人暮らし世帯が増加しており、地域ぐるみでの助け合いによる除雪作業も困難となる地区が増えてくることが予想され、大きな課題となっています。

●トピック

冬期交通の確保延長



機械除雪・消雪パイプとも、人家に接続する市道のほか、冬期生活に必要な農道等も含め、最低限必要な区間を実施していますが、道路改良の実施や地区からの要望により、年々微増となっています。

なお消雪パイプは、現在設置済みの路線の維持管理が中心となっていますが、機械除雪、水源や地盤の状況等をふまえ、整備についても検討を行います。

● 施策の方向

① 冬期交通の確保

- ・ 除雪作業の安定性を確保するため、除雪機械の計画的かつ適正な更新を実施します。
- ・ 散水量の安定確保のため、消雪パイプ施設の計画的な更新及び適正な維持管理を推進するとともに、状況に応じて消雪パイプ施設の新規整備についても検討します。
- ・ 除雪作業に対する市民理解を深め、豪雪時における不安感を軽減するため、除雪計画の周知及び除雪情報の提供を実施します。
- ・ オペレーター確保のため、必要な資格取得について支援します。

② 冬期生活の維持

- ・ 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、集落における自主的な共同除雪体制の構築を促進し、大型除雪機械等による除雪が困難な幅の狭い生活道路の交通を確保するため、地区への小型除雪機の貸与を実施します。
- ・ 自力で屋根雪等の除排雪及び雪踏みが困難な要配慮世帯に対して、除雪等にかかる費用の一部を助成し、冬期間における安全・安心を確保します。
- ・ 屋根雪おろし時の事故を防ぐため、転落防止用の安全対策設備の設置を支援します。



令和3年（2021年）1月の豪雪



除雪作業の状況

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
冬期交通の確保延長	419 km	419 km	419 km
小型除雪機貸与地区数	98 地区	108 地区	120 地区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
地域は、互いに協力して要配慮世帯の屋根雪等の除排雪や幅の狭い生活道路の除雪などの克雪活動に取り組みます。	住民の理解と協力を得ながら、地域が行う克雪活動を支援し、幹線道路や主要生活道路の除雪を行います。

第 3 節 自然・環境の保全と未来への継承



1 自然環境の保全

基本方針

生き物の良好な生息環境の維持や地球温暖化防止のため、自然保護意識の普及啓発などにより自然環境の保全を推進します。

● 現状と課題

- ・本市は、ユネスコ世界ジオパークに認定されており、国立公園や県立公園など優れた自然風景地を有しているため、未来に渡って保護・保全していかなければなりません。
- ・地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を進め、二酸化炭素の排出を抑制する必要があります。
- ・再生可能エネルギー導入については、電気の固定買取価格の下落や系統連系が制限されているため、導入が停滞している状態にあります。地域の脱炭素化の推進が求められており、再生可能エネルギーの地産地消を図る必要があります。

● トピック

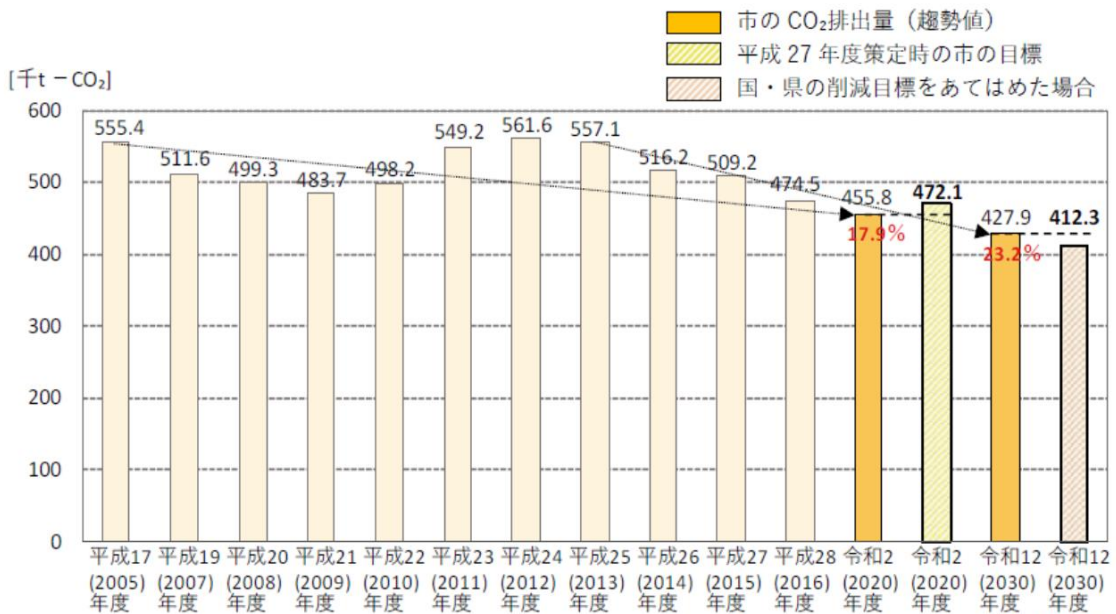


図 2-7 本市の CO₂排出量の将来予測値と削減目標値との比較 資料：環境省

(資料：環境生活課)

● 施策の方向

① 豊かな自然の保護

- ・ 自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいを推進するとともに、自然公園法、新潟県自然環境保全条例や公害防止協定などに基づき適正な自然環境保全を推進します。
- ・ 貴重な動植物を保護するため、外来種の移入を禁止する啓発活動や既に生息している外来種の駆除を行います。

② 再生可能エネルギー導入等による二酸化炭素排出量の削減

- ・ 地球温暖化防止や省エネルギーに関する普及啓発を行います。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を希望する市民や事業者を支援するとともに、再生可能エネルギーの推進と啓発に努めます。
- ・ 再生可能エネルギーを導入し、地域活性化につなげます。
- ・ 国の「2050年温室効果ガス実質ゼロ宣言」を受け、脱炭素の取組を地域産業の活性化につなげます。

③ 再生可能エネルギーの活用

- ・ 再生可能エネルギーを地域内で生産し、地域内で消費する仕組みを構築します。
- ・ 再生可能エネルギーの地産地消を行うため、自治体新電力会社設立に向けて取組を推進します。



蓮華白池



塩の道

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
二酸化炭素排出量	503.9 千トン	463.6 千トン	429.6 千トン

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民や事業者は、自然保護や地球温暖化防止のため、各種活動への参加や情報収集に努めます。	市民が取り組みやすい活動の仕組みづくりや情報提供など積極的な支援を行います。

第 3 節 自然・環境の保全と未来への継承

2 地域環境の保全



基本方針

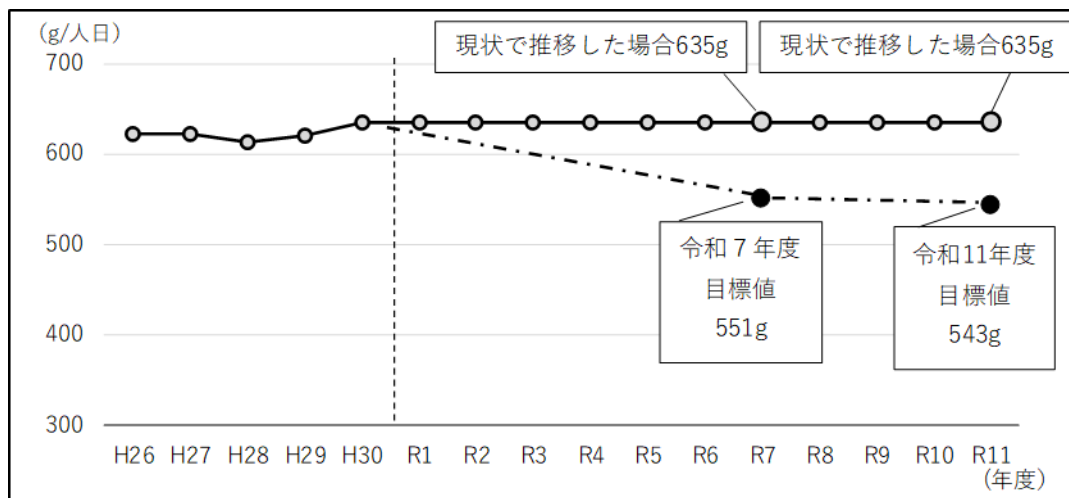
ごみの減量や適正処理を行い、環境への負荷をできる限り低減し、清潔で美しいまちづくりを推進します。また、有害鳥獣による被害の防止に努め、市民が安全に安心して快適に暮らせる地域環境保全を推進します。

●現状と課題

- ・生活環境の保全に向け、水質や騒音等の定期的な調査を行っています。騒音等において一部基準を超過する個所があり、適切な指導が必要です。
- ・地域の環境美化を図るため、地区や環境美化パートナー団体による美化活動が行われています。
- ・地域環境を保全するため、不法投棄を防止するためパトロールを実施していますが、ポイ捨てや不法投棄ごみが山間部を中心に確認しており、正しいごみ処理の普及啓発が必要です。
- ・燃やせないごみの処理方法を変更したことにより、一人当たりのごみ処理費用は減少しましたが、一人当たりのごみ排出量は依然横ばいの状況が続いています。環境負荷を低減するためごみの排出量を削減することが必要です。
- ・有害鳥獣による人身被害や農作物被害が発生しているため、被害防止対策を進める必要があります。また、狩猟者等の鳥獣捕獲の担い手の確保が課題です。

●トピック

◆将来の一人1日当たりの家庭系ごみ量（資源除く）



(資料：環境生活課)

● 施策の方向

① 生活環境の保全

- ・ 環境測定を継続することで実態を把握し、基準値を超える場合は、原因者などへ指導を行います。
- ・ 事業活動や大規模な開発行為における公害防止のために、協定を締結します。

② 環境美化の推進

- ・ 各地区や環境美化パートナーによる美化活動を支援し、環境美化意識の向上を図ります。
- ・ 地区の環境美化や海洋プラスチック問題に対応するため、不法投棄防止パトロールや啓発活動を行い、ごみのポイ捨ての未然防止や快適な環境づくりを推進します。

③ ごみの減量化とリサイクルの促進

- ・ 分別説明会の開催や広報誌などによる啓発を行い、3R^{※1}推進への市民意識を高め、ごみの減量化を促進します。
- ・ 燃やせないごみのリサイクル化を進め、最終処分量の削減に取り組みます。
- ・ ごみの減量化を進めるため、ごみの有料化について引き続き検討を行います。

④ 鳥獣被害の防止

- ・ 鳥獣の個体数管理、生息地管理を行い、被害の防止を図ります。
- ・ 鳥獣捕獲の担い手の確保と育成を推進します。



令和2年（2020年）4月から本格稼働した新ごみ処理施設

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）	679 グラム	565 グラム	545 グラム

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、自主的な環境美化活動に積極的に取り組むとともに、環境意識の向上に努めます。	環境保全意識の向上や行動を促すため、各種啓発活動を行います。

※1 3R（スリーアール）：抑制（Reduce、リデュース）、再利用（Reuse、リユース）、再生使用（Recycle、リサイクル）の3つのR（アール）の総称。

第4節 暮らしやすい生活基盤の整備



1 機能的・効率的な生活圏の形成

基本方針

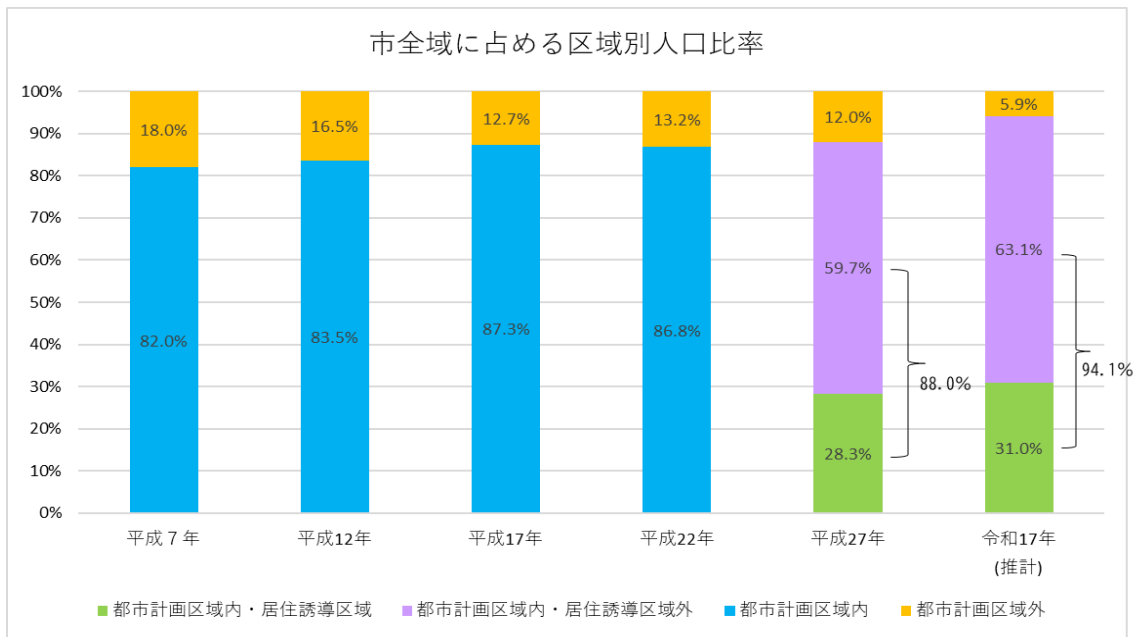
社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画により持続可能なまちづくりを推進します。

●現状と課題

・人口減少等の社会経済情勢等の変化に対応し、安全かつ快適で持続可能な生活環境を確保するため、立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを進めるほか、公共施設等の適正配置や機能維持が求められます。

・効率的な土地利用のためには、国が推進している地籍調査は有効です。ただし、個人の利害も伴うことから、土地利用の円滑化や迅速な災害復旧など地籍調査のメリットを説明し、地域の協力を得ながら調査を進める環境づくりが必要です。

●トピック



社人研の将来推計人口 (H30.3) において、本市の令和17年(2035年)の市全域の人口は30,402人と、平成27年(2015年)の44,162人と比較して、68.8%となっており、厳しい人口減少が予測されています。

人口比率でみた場合、居住誘導区域内においては、平成27年から令和17年の間、かなり緩やかな上昇率で推移していくと推計されています。

このような状況から、市街地における人口密度の低下により、日常生活に身近な施設などの様々な都市機能(行政、医療・福祉、商業等)の撤退・流出が懸念されます。

区域	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和17年(推計)	平成27年からの増減	20年間減少率	
市内全域の人口	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	30,402	-13,760	68.8%	
都市	計画区域外人口	9,880	8,734	6,306	6,313	5,287	1,794	-3,493	33.9%
	人口比率	18.0%	16.5%	12.7%	13.2%	12.0%	5.9%	-	-
	計画区域内人口	44,900	44,287	43,538	41,389	38,875	28,608	-10,267	73.6%
	人口比率	82.0%	83.5%	87.3%	86.8%	88.0%	94.1%	-	-
居住	誘導区域外人口	-	-	-	-	26,358	19,195	-7,163	72.8%
	人口比率	-	-	-	-	59.7%	63.1%	-	-
	誘導区域内人口	-	-	-	-	12,517	9,413	-3,104	75.2%
	人口比率	-	-	-	-	28.3%	31.0%	-	-

(資料：都市政策課)

● 施策の方向

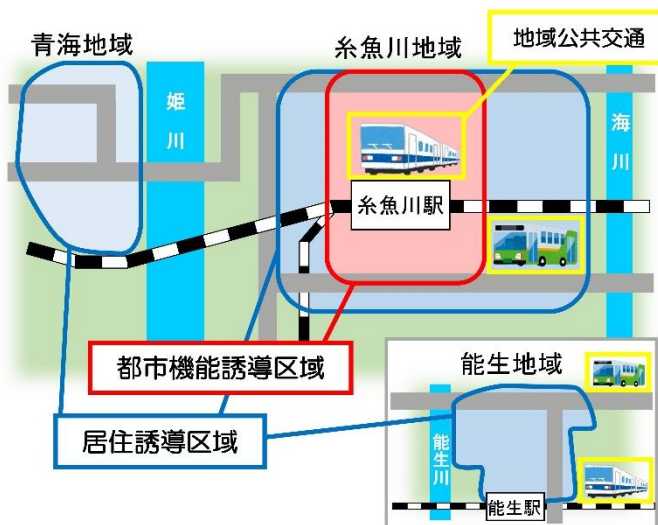
① 機能的・効率的なまちづくりの推進

- ・市街地においては、適正な都市機能と居住の誘導を図るとともに、市民によるまちづくり活動に着目した環境づくりに取り組み、持続可能なまちづくりを推進します。
- ・中山間地域においては、小さな拠点^{※1}づくりの取組や、市街地と効率的に結ぶ地域公共交通網の確保により、将来にわたって公共サービスの提供を維持します。
- ・学校や公民館、体育館などの公共施設については、地域の拠点として、将来の人口規模や地域の実情を踏まえた適正配置や有効活用、複合化など、まちづくりにおける長期的な視野と戦略的視点に立った整備により、利便性を確保し、市民生活を支える機能や施設を維持します。

② 調和のとれた土地利用の推進

- ・用途地域指定・地区計画等による適正な規制と、都市機能と居住の誘導により、土地の計画的な利用と利便性の向上を図ります。
- ・豊かな自然環境と調和した市街地及び集落環境の維持・充実を図ることを念頭に計画的な土地利用を進めるため、必要な施策を講じていきます。
- ・効率的な土地利用を促進するため、土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにする地籍調査を推進します。

立地適正化計画において設定している都市機能誘導区域と居住誘導区域



立地適正化計画では、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めます。

「居住誘導区域」とは、人口が減少しても一定エリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように誘導する区域です。

「都市機能誘導区域」とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点・生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効果的な提供を図る区域です。

また、これらの区域や中山間地域を公共交通によるネットワークで結びます。

立地適正化計画は、都市計画区域において定めませんが、市全域から見た都市のあり方の検討が必要です。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
総人口に占める居住誘導区域内人口の割合	29.7%	31.2%	32.7%
地籍調査完了計画区数	28 計画区	30 計画区	38 計画区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民や事業者は都市機能を最大限に活用したまちづくり活動に取り組みます。	新たな補助制度や補助制度の見直しにより、都市機能と居住の誘導を促進します。 市民などのまちづくりへの参加の機会・情報の提供、まちづくり活動への支援を行います。

※1 小さな拠点づくり：小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などをつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組。

第 4 節 暮らしやすい生活基盤の整備

2 地域公共交通網の維持・活性化



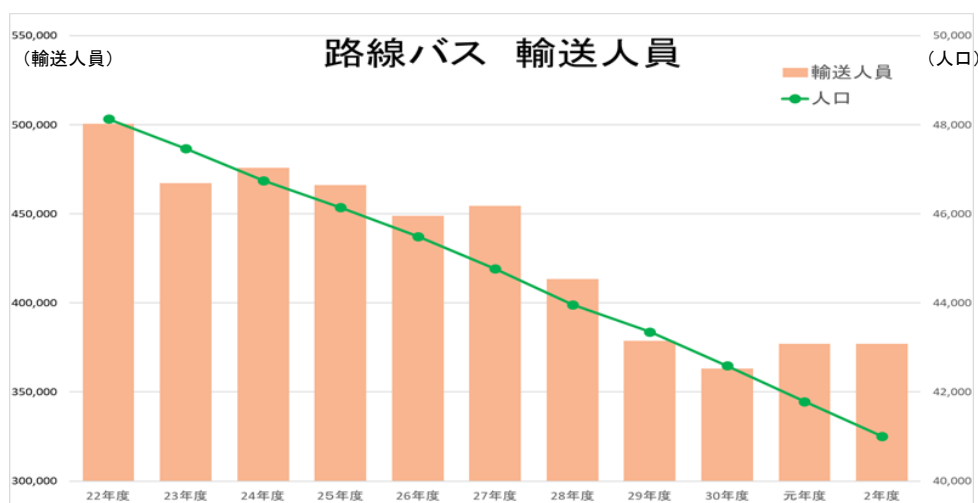
基本方針

市民生活を支える利便性・効率性を備えた地域公共交通の確保を図ります。

●現状と課題

- ・マイカー利用の増加や人口減少、少子高齢化により、公共交通の利用者が年々減少しており、公共交通を支える公費負担も増加傾向にあります。
- ・平成 29 年（2017 年）3 月に公共交通に関するマスタープランとなる「糸魚川市地域公共交通網形成計画」を、平成 30 年（2018 年）3 月にアクションプランとなる「糸魚川市地域公共交通再編実施計画」を策定し、市民生活を支える地域公共交通を将来にわたって確保維持していくため、利便性・効率性を備え、地域特性やニーズに合った公共交通の実現を目指した取組を進めています。
- ・令和 3 年（2021 年）3 月にえちごトキめき鉄道の新駅「えちご押上ひすい海岸駅」が開業し、利便性の向上と新たな需要の掘り起こしを図っています。
- ・高齢者を含む誰もが安心して公共交通を利用できるような環境整備や運転士不足・高齢化に対応した将来の担い手確保を行う必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、リモート会議やテレワークなど「新しい生活様式」が定着し始めており、公共交通の利用減少の新たな要因となっています。
- ・持続可能な地域公共交通を確保するため、利便性に加え効率性も重視し、地域公共交通や交通施策の見直しを市民、交通事業者、市が協働し計画的に進めていく必要があります。

●トピック



輸送人員は減少傾向でしたが、平成 29、30 年度に策定した地域公共交通網形成計画及び再編実施計画に基づき見直しを行った結果、持ち直しがみられます。

(資料：都市政策課)

● 施策の方向

① 適切な役割分担による地域公共交通網の維持・充実

- ・持続可能な地域公共交通を確保するため、市内公共交通を支える交通手段の適切な役割分担により効率性と利便性の向上を図ります。
- ・まちづくりと公共交通の双方で機能的かつ効果的な都市構造の構築を図ります。
- ・社会情勢の変化も踏まえつつ、ITやデジタル化、車両等のバリアフリー対応の促進、新しい交通手段や技術について調査研究を行い、導入を検討します。

② 鉄道の利便性の向上と利用促進

- ・JR、えちごトキめき鉄道、県、沿線市町村、関係団体等と連携し、えちごトキめき鉄道とJR大糸線の観光的活用も含めた利便性の向上と利用促進により、生活交通の確保と沿線地域の発展を図ります。
- ・長岡、新潟方面への利便性確保、速達性の高いダイヤ設定など、事業者への働きかけを継続します。
- ・北陸新幹線敦賀延伸が令和5年度（2023年度）末開業予定であり、着実な推進と大阪までの延伸を関係各所に要望するとともに、糸魚川駅の利用促進やより利用しやすい環境整備に取り組みます。

③ バス等の利便性・効率性の向上と利用促進

- ・市民、事業者及び市などが役割を分担し、主体的な連携や協働により、便利で効率的な地域公共交通への見直しや利用促進を継続します。



令和3年（2021年）3月13日開業 「えちご押上ひすい海岸駅」

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
市民一人あたりの年間鉄道利用回数	15.3回	15.3回	15.3回
市民一人あたりの年間バス利用回数	8.9回	9.4回	10.0回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、地域公共交通の利用に努めます。 事業者等は、市民の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	公共交通機関の利用について市民の理解を深め、利用促進を図ります。 公共交通事業者を支援し地域公共交通網の維持・活性化を進めます。 観光・教育・福祉などの分野との連携により、広い視点から利用促進を図ります。

第 4 節 暮らしやすい生活基盤の整備

3 道路網の整備・維持管理



基本方針

市民生活と経済活動の大動脈である広域幹線道路網等の整備を促進するとともに、市民生活や地域経済活動等に密着した道路網の拡充や整備を図ります。

●現状と課題

- ・国道 148 号は、新潟県と長野県を結び広域的なネットワークを構築する幹線道路ですが、迂回路が無いため緊急車両の通行にも支障が生じる等、市民生活や社会活動に多大な影響を与えていることから、松本糸魚川連絡道路の早期の整備が求められています。
- ・国道 8 号糸魚川東バイパスの一部（梶屋敷～押上間）が供用されましたが、間脇～梶屋敷間は未だ迂回路もなく、越波や交通事故等により長時間にわたり全面通行止めが発生する等、市民生活や社会活動に多大な影響を与えていることから、糸魚川東バイパスの早期の全線完成が求められています。
- ・また、親不知地区では、事前通行規制区間が存在し、北陸自動車道との同時通行規制による集落等の孤立や、洞門等主要構造物の老朽化等の課題を抱えていることから、新規事業化された親不知道路事業の別線ルート建設を推進しています。
- ・市道は、市内の各地域を結ぶ主要幹線道路や市民生活に密着した道路交通網を形成し、便利で安全な道路網の体系的な整備が求められています。
- ・市道橋については、50 年以上経過した高齢橋りょうが多数あり、今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想されることから、適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要です。
- ・都市計画道路については、市街地の交通の円滑化、防災機能の確保、住環境の向上を目的として計画決定していますが、計画から長期未着手となっていた路線の見直しを行い、計画継続となった路線は引き続き整備を進める必要があります。

●トピック

◆市道の整備状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区 分	市 道			
	1 級	2 級	その他	計
	km	km	km	km
道路延長（橋りょう含む）	98.03	53.36	691.12	842.51
改良済み延長	85.86	43.17	307.13	436.16
舗装済み延長	91.35	50.35	465.20	606.90
自動車通行不能延長	0.83	0.62	188.36	189.81
	%	%	%	%
改良率	87.6	80.9	44.4	51.8
舗装率	93.2	94.4	67.3	72.0
通行不能延長率	0.8	1.2	27.3	22.5

1 級市道

主要な集落間や国道等
の主要公共施設を結ぶ幹
線市道

2 級市道

集落間や国道等の主要
公共施設を結ぶ市道

その他市道

1 級及び 2 級市道に該当
しない集落内の市道

(資料：建設課)

● 施策の方向

① 国県道の整備促進

- ・ 国道 8 号糸魚川東バイパス及び親不知道路の整備促進に向けた取組を強化します。
- ・ 日本海国土軸である国道 8 号と太平洋側の首都圏、中京圏を結ぶ交通網の整備を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期整備に向けた取組を推進します。
- ・ 県道については、交流の促進と経済の活性化を図るため、各地区間及び国道との連絡強化を図り、道路改良及び交通安全施設等の整備を促進します。

② 市道等の整備と維持管理

- ・ 計画的な道路交通網を整備するため、広域幹線道路網の整備と合わせ、農道及び林道も含めた市域全体にわたる体系的・計画的な道路整備を推進します。
- ・ 市民生活に密着した便利で安全な交通を確保するため、道路の防災対策や冬期間の交通確保、また、交通安全施設の整備及びバリアフリーを考慮した道路の整備を進めます。
- ・ 修繕費の平準化や、コストの縮減を図るため、「予防保全型」管理に移行した橋りょう等の道路施設の適切な維持管理と、計画的な整備を進めます。



令和 2 年 3 月開通 松糸・今井道路西中バイパス



新設された市道大和川海浜線

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
松糸・今井道路（上刈～山本間）の整備	調査・設計	工事	工事
市道改良率	51.8%	52.5%	53.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>地域住民は、積極的に道路の美化活動等に取り組みます。</p> <p>市民や利用者は、道路建設促進活動に積極的に参加し、市民全体の建設促進の機運醸成に努めます。</p>	<p>安全で利用しやすい道路整備を促進するとともに、地域住民が行う道路の美化活動等を支援します。</p> <p>地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関への要望活動を行うとともに、積極的な情報発信と周知啓発により、事業の推進に取り組めます。</p>

第 4 節 暮らしやすい生活基盤の整備

4 快適な住環境の確保



基本方針

計画的な住環境の整備により、安全・安心で快適な生活基盤の確保を図ります。

●現状と課題

- ・地震で倒壊した建築物により発生する人的被害や二次災害、また倒壊した建築物が道路をふさぐことによる避難や復旧の遅れを防ぐため、耐震化を図り、耐震性能を満たした強い建築物とすることが必要です。
- ・市内の木造住宅が密集する地区では、気象条件がそろえば駅北大火のような大規模火災が発生するおそれがあります。
- ・糸魚川らしい歴史的な景観と海から山までの豊かな自然に育まれた地域固有の景観を維持していくため、景観形成に対する市民の関心を高める必要があります。
- ・空き家が年々増え続けており、長期間適切に管理が行われず、家屋の倒壊の危険、周辺住民の生活環境の悪化など近隣住民の方に対して様々な問題が発生し課題となっています。
- ・空き家の増加を抑制するとともに、所有者に対して適正管理や利活用についての支援、適切な相談先などの情報提供を行う必要があります。
- ・公営住宅は施設の老朽化により改修費用などが増加傾向にあり、維持管理経費の適正化を図る必要があります。また、耐用年数を経過し老朽化した住宅への対応や入居者の生活環境の整備を図る必要があります。
- ・公園には、潤い・レクリエーションの場、延焼防止・災害時避難場所など様々な役割があるため、市街地においては良好な住宅地と公園を一体的に整備する必要があります。

●トピック

◆空き家率の推移

(単位：%)

	H15	H20	H25	H30
全国	12.2	13.1	13.5	13.6
新潟県	10.4	12.1	13.6	14.7
糸魚川市	11.4	13.3	14.5	17.0

(資料：総務省「平成 30 年住宅・土地統計調査」)

◆空き家バンク登録数等の推移

(単位：件)

	H30	R1	R2
新規登録数	41	43	33
成約数	21	35	27
年度末登録数	62	73	78

(資料：一般社団法人空き家活用ネットワーク糸魚川)

● 施策の方向

① 災害に強い住まいづくりの推進

- ・地震に強いまちづくりを推進するため、既存建築物の耐震性能の確保に向け、一般住宅の耐震診断と、その結果に基づく耐震改修等を支援します。
- ・木造住宅が密集する地区において、地区の実情と関係者の合意を踏まえ、防火・防災対策を推進します。
- ・糸魚川駅北地区では、景観不燃化ガイドラインに基づき、燃えにくい建築物への建替えや改修の促進及び本町通りの延焼遮断帯の形成により、大規模な延焼を防止します。

② 良好な景観形成の促進

- ・各地域特有の景観のあり方について、検討を進めます。
- ・まず、糸魚川駅北地区においては、本町通りの歴史的な街並みを再生するとともに、個々の建築物の個性を活かしつつ、全体として調和のとれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。

③ 空き家等対策の推進

- ・空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画の策定など、空き家の発生予防・利活用・適正管理に向けた施策を推進します。
- ・周辺環境への悪影響を解消するために、所有者に対する指導、勧告等を行い、特定空き家等の解消に取り組みます。
- ・空き家実態調査の結果を元に実施したアンケート結果から、民間団体が運営する空き家バンクへの登録を推進します。
- ・移住定住や居住誘導に向けて空き家等を安心して利活用しやすくなるよう建物診断費や家財等処分費、改修費用等を支援し、増え続ける空き家等の流通促進を図ります。

④ 公営住宅の適切な維持管理

- ・施設の維持管理経費削減のため、糸魚川市公営住宅長寿命化計画に基づく予防保全的な施設の修繕、改修を行います。
- ・入居者の生活環境改善を図るとともに、耐用年数を経過し、老朽化した住宅の除却を含めた適正な施設管理と住宅除却後の跡地利用の検討を進めます。

⑤ 公園の整備と適切な維持管理

- ・子どもたちが安心して遊べる場、高齢者の憩いとなる場として、歩いて行ける身近な公園の整備について、地域の状況に応じ、将来像を見据えながら進めます。
- ・公園施設の老朽化による事故を防ぐため、糸魚川市公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と計画的な施設更新を進めます。

⑥ 良好な宅地形成の推進

- ・民間事業者による適正な宅地開発について、適正な技術指導や支援により、良好な宅地形成を推進します。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
糸魚川市公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕事業の進捗率	-	44%	100%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
空き家の所有者は、周辺環境に悪影響を及ぼさないように、適正管理に努めます。 空き家活用ネットワーク糸魚川と連携し、空き家の流通を促進します。 市民は、みんなの施設として公園施設等を大切に使用します。	空き家の所有者に対しては、適正管理の依頼等を行うとともに、空き家の発生予防、活用について周知を行います。 計画的な公営住宅の修繕、改修により住宅の確保を図るとともに、市民ニーズや地域の意見を把握し、地域・民間事業者等と連携した公園等の施設管理と施設整備を進めます。

第4節 暮らしやすい生活基盤の整備

5 ガス・上下水道の整備と供給



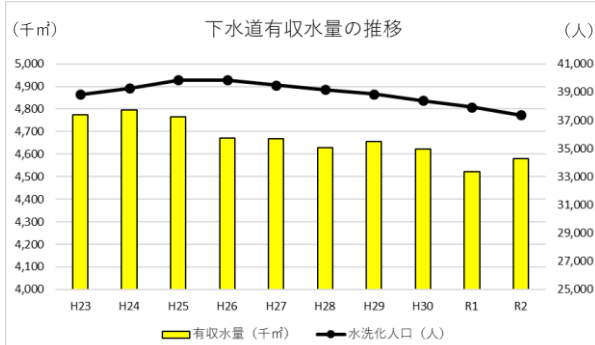
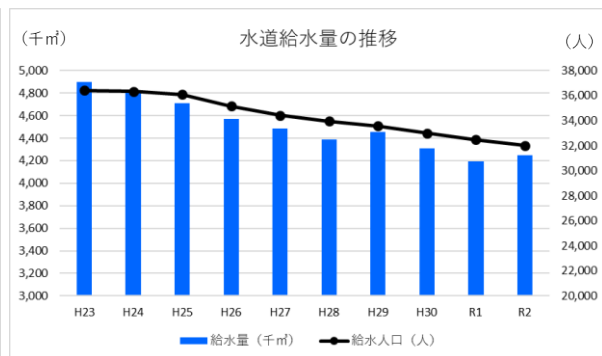
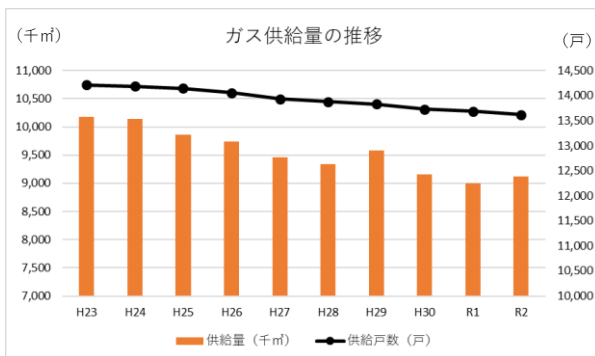
基本方針

安全で安定したガス水道の供給及び汚水処理のため、施設の計画的な更新を進め、効率的な運営管理に努めます。

●現状と課題

- ・経年劣化や地震対策が必要なガス水道管が残存しているため、計画的に耐震性を有する管路への更新を行うとともに、災害時における市民生活への影響を最小限に抑える対応力を強化する必要があります。
- ・ガス水道の使用量が減少し、施設の供給能力とのかい離が生じているため、施設・設備の更新にあたっては、需要予測による施設規模や設備能力等の見直しが必要となっています。
- ・下水道の供用開始から30年以上経過し、施設の更新時期を迎えていることから、同時期に多くの事業実施と多大な費用が必要となります。
- ・下水道施設整備は概成しており、今後、維持管理が事業の中心となるため、施設の老朽化を見据え下水道の機能停止を招かないよう適正な維持管理を行う必要があります。
- ・人口減少に加えエネルギーの多様化、節水意識の高まりなどから、使用量が減少しており、事業運営の厳しさが増していくことが予想されます。今後も安定したガス上下水道事業の経営を継続するため、効率的な運営に取り組み、経営基盤を強化する必要があります。
- ・生活排水等の汚水処理により、公共用水域の水質を保全するため、未整備地区と未接続世帯の解消を図る必要があります。

●トピック



ガス・上下水道とも、人口減少・高齢化・節水意識の高まりなどにより、使用量が減少しています。

(資料：ガス水道局)

● 施策の方向

① 安全で安定した供給体制等の維持

- ・地震等の災害による被害を最小限に抑えるため、施設の計画的な耐震化とガス水道管路のブロック化を推進するとともに、速やかな復旧ができるよう、関係事業者などと連携した復旧支援体制を強化します。
- ・安全で安定したガス水道の供給のため、施設の健全度や重要度、耐用年数等を考慮し、将来の需要を見据えた計画的な修繕と更新を推進します。
- ・下水道施設の更新にあたっては、計画的に事業量、事業費の平準化を図ります。
- ・下水道施設の機能停止や事故の未然防止を図るため、調査点検結果に基づく計画的な修繕と更新により、適正な維持管理を行います。
- ・組合営による水道経営と水質管理を維持するため、人口減少が著しい地区の水道運営や施設管理を支援します。

② サービスの充実と効率的な運営管理

- ・お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進します。
- ・経営戦略を見直し、経営の効率化・健全化に取り組むとともに、人材育成や技術継承を図るなど、経営基盤の強化を推進します。
- ・将来にわたって持続的に事業を運営していくため、コスト管理の徹底及び料金等の見直しに取り組むほか、業務の合理化や民間活力導入の可能性について検討します。
- ・ガス収益の安定化を図るため、大口需要家の確保やガス冷暖房、燃料電池の普及に取り組み、ガス需要の拡大を推進します。

③ 公共用水域の水質保全

- ・下水道未整備区域では宅地開発等に併せた汚水管渠の整備により、公共用水域の水質保全を推進します。
- ・下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の整備を支援し、普及促進を図ります。
- ・下水道整備の実効性を高めるため、水洗化（接続）率の向上を図ります。



安定供給を担うガスホルダー

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
ガス管の耐震化率	95%	96%	97%
水道管の耐震化率	36%	41%	45%
水道事業会計の経常収支比率	110.1	100 以上	100 以上

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、所有するガス・上下水道設備の適切な管理・使用に努めます。 ガス・水道の指定工事業者及び排水設備指定工事業者は、市と協力し、安全で適切な設備の使用に関する啓発活動を実施します。	安全で安定した供給及び処理のため、施設の整備と効率的な事業運営を推進します。